

福山市では、次に掲げる業務に従事するパートタイム会計年度任用職員を募集します。

1 募集期間 随時。ただし、採用が決定次第、募集を締め切ります。

2 採用及び任用予定期間

採用は、業務の性質上、予定人数になり次第となります。任用期間は、採用の日から2026年（令和8年）3月31日までとします（必要に応じて任期満了後に会計年度任用職員として再度の任用をすることがあります。）。

3 募集職務、採用予定人数及び募集要件

職務名	予定人数	募集要件
若者・くらしの悩み相談課 夜間指導業務	2人	次のいずれかに該当する人で、普通自動車運転免許を持ち、 パソコン操作ができる人 (1) 公認心理師又は臨床心理士の資格を有する人 (2) 教員免許状を有する人 (3) 青少年及び若者相談業務に従事した経験のある人

4 応募資格

上記3の表の募集要件を満たす人

なお、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人は、応募できません。

- (1) 禁錮又は拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 福山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※外国籍の人でも受験できますが、在留資格において就労等が制限されている場合には、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ任用されません。

なお、試験に合格した際には、在留カード等の写しを提出していただきます。

5 主な業務内容及び勤務条件

- (1) 業務内容 街頭補導及び継続指導、青少年及び若者の相談に係る業務（資料作成、データ入力、電話連絡等）、その配属された所属において必要と認める業務
- (2) 勤務場所 福山駅周辺
- (3) 勤務時間 週6時間 1週間のうち3日勤務
18時00分～22時00分のうち2時間
- (4) 報酬額等 報酬額 日額 2,677円（予定）
（地域手当相当額52円を含む。）

※このほか、通勤手当などの諸手当をそれぞれの条件によって支給します。

（ただし、条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。）

- (5) 休 暇 等 年次有給休暇、特別休暇、病気休暇などの制度があります。
- (6) 社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険の制度は適用されません。
公務災害、通勤災害については、福山市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の対象になります。

6 申込書類（※提出された書類は、返却しません。）

所定の**申込書（別紙様式）**により申し込んでください。

免許、資格等を必要とする業務にあつては、当該免許、資格等の写しを申込書に添付してください。普通自動車等の運転免許証については、申込書の免許・資格等の欄に免許番号等を記入してください（運転免許証の写しの添付は、不要です。）。

○申込書の入手方法

- (1) インターネットで次のホームページアドレスにアクセスし、必要書類をA4用紙にプリントアウトして使用してください。

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/wakamono-kurashi/>

- (2) 市民局まちづくり推進部若者・くらしの悩み相談課（市役所本庁舎 東棟1階）で配布しています。

7 申込受付

必要書類を市民局まちづくり推進部若者・くらしの悩み相談課へ郵送又は持参してください。

○ 申込み・問合せ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市市民局まちづくり推進部若者・くらしの悩み相談課

電話（084）928-1297

※封筒の表に**赤字で「会計年度任用職員申込み」**と書いてください。

- 持参の場合の受付時間 8時30分から17時15分まで（土・日曜日・祝日を除く。）

8 選考試験

- (1) 試験内容 作文（50分）及び面接

- (2) 日時・場所 別途通知します。（※受験者用の駐車場はありません。）

※受験票などの送付はしません。受験票は、試験会場でお渡ししますので、当日は直接会場にお越しください。

※当日は、筆記用具（鉛筆及び消しゴム）を持参してください。

9 合格発表

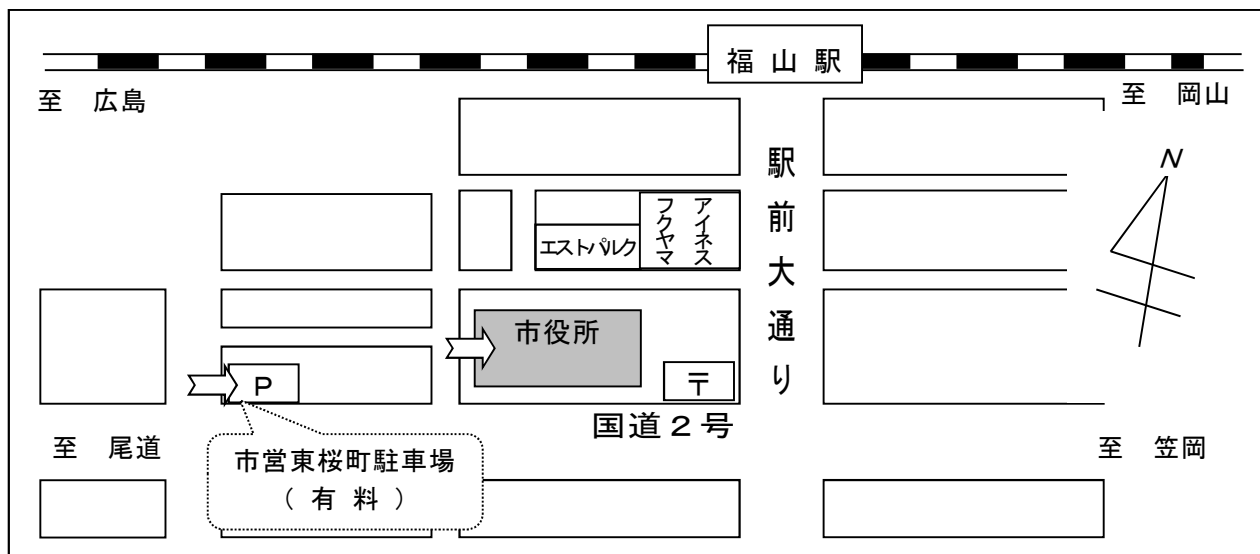
合否については、受験者に結果を文書で通知します。

（なお、電話でのお問合せにはお答えできません。）

試験会場案内

○福山市役所本庁舎へのアクセス

J R 福山駅「ばら公園口」から南へ徒歩約 10 分



※受験者の駐車場はありませんので、公共交通機関等をご利用ください。

申込み・問合せ先

福山市市民局まちづくり推進部若者・暮らしの悩み相談課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話 (084) 928-1297